

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
6月1日  
(水曜日)

大津地区	橋本川	阿北地区	同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域			
				域及び萩市に限る。阿武郡(川成川、十上川、阿武郡阿東町)に限る。	田萩万市(平成十七年三月五日における阿武郡須佐町及び福栄村の区域に限る)	行 政 单 位 区 域	水 源 かん 養 保 (ヘクタール)
長門市						一 一・四四	土砂流出防備 (ヘクタール)
						一 六一・四四	保安林 (ヘクタール)
三一九・〇一		八二五・六二				一〇〇・二八	皆伐面積 (限度可否)
一一八・九七							

山口県告示第二百三十九号

平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十七年六月一日

山口県知事  
二井 関成

平成十七年六月一日  
発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)